

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第5号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(警察本部の配置定員)							(警察本部の配置定員)						
第2条 略							第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。						
組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計	組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計				警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
警務部	14人	21人	50人	85人	108人	193人	警務部	14人	17人	46人	77人	109人	186人
生活安全部	10人	21人	88人	119人	18人	137人	生活安全部	12人	18人	91人	121人	14人	135人
刑事部	11人	23人	95人	129人	29人	158人	刑事部	9人	23人	91人	123人	29人	152人
交通部	8人	14人	84人	106人	45人	151人	交通部	8人	15人	84人	107人	44人	151人
警備部	6人	11人	80人	97人	2人	99人	警備部	6人	11人	83人	100人	2人	102人
香川県警察 学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人	香川県警察 学校	2人	2人	73人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	77人	2人	79人
合 計	51人	92人	468人	611人	204人	815人	合 計	51人	86人	468人	605人	200人	805人
2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあっては1人を、警部にあっては7人を、警部補、巡査部長及び巡査にあっては29人を、警察官を除く職員にあっては33人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。							2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあっては2人を、警部にあっては5人を、警部補、巡査部長及び巡査にあっては26人を、警察官を除く職員にあっては35人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。						

(警察署の配置定員)

第3条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	5人	65人
香川県高松東警察署	2人	5人	49人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	12人	268人	284人	20人	304人
香川県高松南警察署	5人	9人	191人	205人	13人	218人
香川県坂出警察署	2人	7人	94人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	39人	44人	5人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	131人	143人	11人	154人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	5人	54人	61人	6人	67人
香川県観音寺警察署	2人	6人	66人	74人	7人	81人

(警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
香川県東かがわ警察署	2人	4人	37人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	7人	51人	60人	6人	66人
香川県高松東警察署	2人	6人	46人	54人	6人	60人
香川県小豆警察署	2人	5人	41人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	12人	274人	290人	21人	311人
香川県高松南警察署	5人	9人	190人	204人	13人	217人
香川県坂出警察署	2人	6人	96人	104人	9人	113人
香川県高松西警察署	2人	4人	39人	45人	4人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	128人	140人	11人	151人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	5人	36人	43人	5人	48人
香川県三豊警察署	2人	6人	53人	61人	7人	68人
香川県観音寺警察署	2人	6人	69人	77人	8人	85人

合 計	33人	78人	1,101人	1,212人	101人	1,313人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			1人	1人		1人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県丸亀 警察署			1人	1人		1人
香川県琴平 警察署			1人	1人		1人
合 計			6人	6人		6人

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

合 計	33人	84人	1,101人	1,218人	105人	1,323人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を 除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			2人	2人		2人
交通部			1人	1人		1人
警備部			3人	3人		3人
香川県高松 北警察署			1人	1人		1人
香川県観音 寺警察署			1人	1人		1人
合 計			9人	9人		9人